

事業名	特別支援教育推進費	財務コード (事業)	157712
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	医療的ケア支援事業費
------	------------

担当部課室	教育委員会 部 新しい学校づくり推進室 特別支援教育担当 担当 (内線)	8321
-------	--------------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H14 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 特別支援学校における医療的ケアに携わる職員	その対象をどのような状態にして 児童生徒の医療的配慮事項に関する理解を深めることができる	結果、何に結びつけるのか 特別支援学校における健康で安全に学習できる環境整備
	○事業概要 医療的ケアを実施するための体制整備 ①運営協議会の開催 開催回数：年3回 構成員：26名 委員 21名（医師、看護師、特別支援学校の教員、その他） 事務局 5名（新しい学校づくり推進室 特別支援教育担当） 特別支援学校における医療的ケア実施体制の在り方に関することについて検討すると伴に関係機関との連携調整を行う。 ※主に 23年度 ②校内検討委員会の設置 ③職員に対する実技研修の実施		
根拠法令等	山梨県医療的ケア支援事業実施要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 ①運営協議会開催 ②実技研修	①3回 ②2回	①3回 ②2回	①3回 ②2回	①3回 ②2回	①3回 ②2回	目標設定の考え方 医療的ケアに関する法改正等を踏まえた特別支援学校における医療的ケア実施体制整備を行うため運営協議会を開催及び必要な研修を実施する データの出典等 新しい学校づくり推進室のデータによる
	活動指標達成率 (実績値/目標値)					
成果指標 インシデント・アクシデント報告件数のうち、インシデント報告の割合	100%	100%	100%	100%	100%	目標設定の考え方 対象児童生徒に対する安全な医療的ケアの実施を図る指標として、報告件数のうち、アクシデントでない件数の割合とした。 データの出典等 新しい学校づくり推進室のデータによる
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %			
決算額、予算額	56		69	136	136	成果指標によらない成果 本事業実施要綱に基づき、4校で9名の看護師により、40名の児童生徒に対し医療的ケアを実施、健康と安全管理に配慮された教育環境により教育を受けることができている。
(千円) うち一財額	56		69	136	136	
所要時間(直接分)	162 時間		162 時間	162 時間	296 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	162 時間		162 時間	162 時間	296 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	327		327	327	598	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
	b	・医療的ケア運営協議会については、学期に1回ずつ定期的に開催することで、各校の医療的ケア実施に係る状況と課題を把握することができ、課題に対しては適宜対応することができている。 ・特別支援学校における医療的ケアに係る専門研修は、年2回開催し、1回目は初めて特別支援学校に勤務する養護教諭及び看護師を対象に、2回目は医療的ケア実施校に所属する全ての養護教諭及び看護師を対象に、それぞれ実施している。受講者のキャリアやニーズを把握した上で研修内容を設定しているため、各受講者に必要な専門性を向上させることができ、安全な医療的ケア実施につながっている。

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	医療的ケアとは、学校管理下(通学時は除く)において、特定の児童生徒に対して行う日常的・応急的のことであり、痰の吸引、経管栄養、薬液の吸入、導尿などが該当する。医療的ケア対象児は特別支援学校に在籍する児童生徒の中でも特に障害の状態の重い児童生徒であり、いわゆる重度心身障害児である。医療的ケア対象児は年々増加傾向にあり、今年度は肢体不自由児を対象とする特別支援学校4校に40人の児童生徒が在籍しており、9人の看護師がその対応に当たっている(H17より看護師を特別非常勤講師として配置)。 県医療的ケア運営協議会の検討を受け、県教育委員会としては、医療的ケアに係るリスクマネジメントを実施しており、インシデント・アクシデント報告の定期的な提出を各校に求めている。これまで、対象児童生徒に実害を及ぼす事故(アクシデント)は起きておらず、成果指標であるインシデント報告にとどまっておらず、このことから各校においては安全に医療的ケアを実施され、意図した成果を上げている。 一定の医療的ケアの実施体制が整ったことから、H23にはやまびこ支援学校において訪問教育対象児童生徒が通学籍に移行したり、H24にはあけぼの支援学校に侵襲性人工呼吸器装着児童が通学籍で入学したりすることが可能となる一方、対象児童生徒の障害の重度化は更に進んでおり、同協議会の重要性は益々高まると考えられる。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	教員による医療的ケアに関しては、H16.10「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(厚生労働省医政局長通知)(文部科学省初等中等教育局長通知)により、条件付きながら「実質的違法性の阻却」という考えに基づいて実施されてきた経過がある。本県においても、対象児童生徒の一番身近にいる担任教諭が痰の吸引を行うことは即時性・適時性の面から有効であるとして、H23から教員による吸引、H24から教員による実施という方針を決定したが、ちょうど同時期に厚労省が「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を開催し始めたことから、同方針を一時保留とし、国の動向を見守っていた。H24より施行された「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」を受け、特別支援学校の教員についても制度上実施することが可能となったことから、本県においても早急に教員による医療的ケアの実施体制を整える必要がある。	b,c,d,e

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	国の制度改正を受け、本県においても教員による医療的ケアの実施体制を整えるため、既に医療的ケア実施4校に配置している学校看護師を講師として活用するなど、既定予算の枠組みの中で教員の研修を実施していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。